



議案第十九号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾三年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「一万三千元以内」を「一万五千元以内」に、「五千元以内」を「六千元以内」に、「三百円」を「五百円」に改め、同条第五号中「プール使用料」を「温泉プール使用料」に、「百五十円以内」を「三百円以内」に改め、同条第七号中「六百円以内」を「八百円以内」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年五月一日から施行する。ただし、第二条第二号のイ及び同条第五号の改正規定は、昭和五十三年八月一日から施行する。